

---

# 法令等遵守規程

---

## 改版履歴

版	改定日	主な改定内容
初版	2025年3月31日	新規制定

## 法令等遵守(コンプライアンス)規程

### 第1章 総則

#### (目的)

- 第1条 本規程は、会社の役員・従業員が法令・規則等を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うための態勢を整備し、もって顧客の保護ならびに顧客による会社への信頼の維持・向上を図るための基本的事項を定める。
2. 前項に定める「態勢を整備」することとは、会社において、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCA サイクル)が継続的かつ円滑に遂行されている状態を確保することをいう。

#### (法令等遵守の定義)

- 第2条 法令等遵守とは、法令・規則等を遵守し、誠実かつ倫理的に事業活動を行うことをいう。

#### (法令等遵守)

- 第3条 役員および従業員は、保険業法をはじめとする法令、およびこの規程をはじめとする諸規則を遵守してその職務を遂行しなければならない。
- 2 役員および従業員は、法令または社内規程に抵触しない場合といえども、社会通念に照らして、適切にその職務を遂行するものとする。
  - 3 役員および従業員は、前2項に定める事項の遵守に際して判断に迷うときは、上司、関連部署または専門家と相談して、適切に対処するものとする。

#### (コンプライアンス統括責任者)

- 第4条 法令等遵守に関する統括責任者(以下、コンプライアンス統括責任者)は、コンプライアンス管理責任者とする。

#### (拠点責任者)

- 第5条 法令等遵守に関する営業拠点における責任者(以下、拠点責任者)は、支店長とする。

### 第2章 代表取締役社長の役割

#### (規程の制定、組織・責任者の配置)

- 第6条 代表取締役社長は、本規程を定め、コンプライアンス統括責任者を配置し、当該責任者に対して管理業務の遂行に必要な権限を与える。
2. 取締役会は、年度または半期の経営計画のうちにコンプライアンス重点項目を定める。

#### (社内の状況把握と改善策の検討・指示)

- 第7条 代表取締役社長は、適時にコンプライアンス統括責任者から法令等遵守に関する報告を受け、会社における法令等遵守の状況を把握する。
2. 前項の「報告」のうち、特に重要な事項については、取締役会において調査、原因を分析するとともに改善事項を検討・決定し、コンプライアンス統括責任者に対して改善事項の実行を指示する。

#### (態勢の評価と改善)

- 第8条 代表取締役社長は、保険会社の代理店自主点検、外部の専門家による監査、代表取締役

社長による独自に点検等により、少なくとも半期に1度、法令等遵守態勢の実効性を検証し、適時に本規程の改定を行う。

2. 代表取締役社長は、前項に定める法令等遵守態勢の実行性の検証により明らかになった課題等をもとに、翌年度または翌半期の経営計画におけるコンプライアンス重点項目を定める。

### 第3章 コンプライアンス統括責任者の役割

(コンプライアンス・マニュアルの制定)

第9条 コンプライアンス統括責任者は会社の役員・従業員が、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示したマニュアルを定める。

(営業拠点に対する教育・研修の企画・実施)

第10条 コンプライアンス統括責任者は、法令・規則、保険会社の定める規定・マニュアル、本規定に則り保険会社が作成する各種教材や保険会社が行う各種研修等を活用しながら、次の各号の教育・研修の内容を企画および実施する。

- (1) 営業拠点の定例会議における従業員に対する教育・研修の企画
  - (2) 拠点長会議等における拠点長に対する教育・研修の企画・実施
  - (3) その他の教育・研修の企画・実施
2. 前項に定める教育・研修の内容を企画するにあたっては、第10条・第11条に定めるモニタリングの結果等を踏まえ会社の法令等遵守の状況に応じた企画を行うものとする。
  3. 教育・研修の受講履歴は、拠点責任者からの報告をもとにコンプライアンス統括責任者が従業員毎に管理する。
  4. 第1項に定める教育・研修の企画の内容および第3項に定める受講履歴は、適時に代表取締役社長に報告する。

(営業拠点に対するモニタリング)

第11条 コンプライアンス統括責任者は、拠点責任者から営業拠点における法令等遵守に関する報告を受け報告事項から課題を抽出し原因を分析するとともに改善事項を検討・決定し、実行する。

2. 前項に定める拠点責任者からの報告の報告事項・報告方法は、第13条から第16条の各条において定める。
3. 第1項に定める拠点からの報告のうち、法令違反・不祥事件またはそのおそれがあると懸念される場合、マネーロンダリングをはじめとする「疑わしい取引」のおそれがある場合、または反社会的勢力との接触があった場合には即時に代表取締役社長に報告する。
4. 第1項に定めるモニタリング結果は、適時に代表取締役社長に報告する。

(営業拠点に対するモニタリング)

第12条 コンプライアンス統括責任者は、前条のモニタリングの結果等を踏まえ、必要に応じて随時、営業拠点に対するモニタリングを行う。

2. 前項に定めるモニタリング結果は、適時に代表取締役社長に報告する。

(営業拠点に対する改善指示)

第13条 コンプライアンス統括責任者は、第6条第2項に定める代表取締役社長の決定ならびに、前2条のモニタリング結果を踏まえ、営業拠点に対する改善指示を行う。

2. 前項の改善指示のうち、第6条第2項に定める代表取締役社長の決定に基づく改善その他の重要な改善指示については、拠点責任者からコンプライアンス統括責任者への改善計画書の提出を求める。
3. コンプライアンス統括責任者は、前2項に定める改善指示に対する実行状況を把握し、適時に代表取締役社長へ報告する。

## 第4章 拠点責任者の役割

(管下従業員に対する指導)

第14条 拠点責任者は管下従業員が法令・規則、保険会社の定める規程・マニュアル、本規程等に則って業務を行っていることを日常的に確認・点検し、必要に応じて指導を行う。

2. 前項の確認・点検の中で、次の各号に該当する場合には、即時にコンプライアンス統括責任者へ報告する。
  - (1) 法令違反・不祥事件またはそのおそれがある場合
  - (2) マネーロンダリングをはじめとする「疑わしい取引」のおそれがある場合
  - (3) 反社会的勢力との接触があった場合
  - (4) 法令・規則、保険会社の定める規定・マニュアル、本規定の禁止事項への抵触、またはそのおそれがある場合
  - (5) その他、前各号に準じる場合
3. 第1項の確認・点検および指導の中で、第2項各号には該当しないが特記すべき事項については、第15条に定める内部管理月次点検によってコンプライアンス統括責任者へ報告する。

(管下従業員に対する教育・研修の実施)

第15条 拠点責任者は、第7条第1項第1号に定めるコンプライアンス統括責任者が企画した従業員に対する教育・研修を実施する他、管下従業員において必要と思われる教育・研修を企画・実施する。

2. 前項に定める管下従業員において必要と思われる教育・研修を企画・実施する場合には、日常的な確認・点検や指導の内容・傾向や、代表取締役社長・コンプライアンス統括責任者の改善指示等を踏まえるものとする。
3. 教育・研修の受講履歴を把握し、第15条に定める内部管理月次点検によってコンプライアンス統括責任者へ報告する。

(拠点における内部管理月次点検の実施)

第16条 拠点責任者は、毎月1回、所定の様式により、次の各号に関する拠点における内部管理月次点検を行い、コンプライアンス統括責任者へ報告する。

- (1) 第13条第3項に定める日常の確認・点検および指導の中での特記事項
- (2) 第14条第3項に定める教育・研修の受講履歴
- (3) 保険募集管理規程、顧客サポート等管理規程、顧客情報管理規程その他の内部規程に定める事項
- (4) その他コンプライアンス統括責任者の定める事項

(改善指示を受けた場合の改善の実施)

第17条 拠点責任者は、コンプライアンス統括責任者から第12条に定める改善指示を受けた場合は、改善を行う。

2. 前項の改善指示のうち、第6条第2項に定める代表取締役社長の決定に基づく改善その他の重要な改善指示については、次の項目を含む改善計画書を定め、コンプライアンス統括責任者へ提出する。
  - (1) 改善すべき事項
  - (2) 改善すべき事項が発生した原因
  - (3) 改善の期限
  - (4) 改善策の実施スケジュール
  - (5) 改善策に関する中間報告・結果報告のスケジュール
  - (6) その他改善策の実行に必要な事項
3. 拠点責任者は、前2項に定める改善が完了するまで改善状況を適時にコンプライアンス統括責任者へ報告する。なお、報告頻度は、第1項に定める改善については毎月1回、第2項に定める改善については第2項5号の報告回数を下回らないものとする。

## 附則

第1条 本規程の改廃は、取締役会の決議により実施する。

2. この規程は本則第7条による事由の他、保険業法、その他関連する法令、保険会社の定める規程・マニュアルの変更等があった場合には随時見直しを行う。

第2条 本規程は、2025年4月1日から施行する。

制定 2025年3月31日